

つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

つくばみらい市国民健康保険税条例（平成18年つくばみらい市条例第71号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請の特例）

20 第24条第2項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の申請については、同項中「納期限まで」とあるのは、「市長が別に定める日まで」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後のつくばみらい市国民健康保険税条例附則第20項の規定は、令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものについて適用する。

令和2年6月29日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、国民健康保険税の減免について、申請期限の特例を規定するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市国民健康保険税条例(平成18年つくばみらい市条例第71号)新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則 1~19 (略) <u>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請の特例)</u></p> <p>20 <u>第24条第2項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の申請については、同項中「納期限まで」とあるのは、「市長が別に定める日まで」とする。</u></p>	<p>附 則 1~19 (略) (新設)</p>